

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害者の日常生活及び社会生活の支援に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、障害者の日常生活及び社会生活の支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和5年7月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活の支援に関する事務
②事務の概要	●事務全体の概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるサービスの支給・変更申請に関する事務
③システムの名称	①総合保健福祉システム(高齢・障害者福祉) ②システム共通基盤(団体内統合宛名) ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・障害者自立支援給付費 障害児通所支援申請書・利用者負担額減額・免除申請書 ・障害者自立支援・障害児通所支援 支給管理台帳(総合保健福祉システム)を処理する	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項別表一項番84 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号別表二項番8、項番11、項番16、項番20、項番26、項番53、項番56の2、項番57、項番87、項番108、項番116 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、14条、27条、30条、31条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号別表二項番108、項番109、項番110 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 森 眞理子 健康推進課長 尾本 由美子 長崎健康相談所長 原田 美江子	障害福祉課長 森 眞理子 健康推進課長 石丸 雄二 長崎健康相談所長 荒井 和子	事後	
平成28年5月18日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1	事後	
平成28年5月18日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 保健福祉部 障害福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課健康係 Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所健康係 Tel.03-3957-1191	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 保健福祉部 障害福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ Tel.03-3957-1191	事後	
平成28年5月18日	II しいき値判断項目 1対象人数	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	II しいき値判断項目 2取扱者項目	平成27年3月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第九条第1項 別表第1の第84項 2. 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号) 第60条	①番号法第9条第1項別表一項番84 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I H関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第十九条第7号 別表第2の第二十六の項、第五十六の二の項、第五十七の項、第八十七の項 2. 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)第19条、第30条、第31条、第44条	【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第7号別表二項番8、項番11、項番16、項番20、項番26、項番53、項番56の2、項番87、項番108、項番116 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、14条、27条、30条、31条、55条、59条の2 【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第7号別表二項番108、項番109、項番110 ②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2	事前	
平成28年12月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 障害福祉課 池袋保健所 健康推進課 池袋保健所 長崎健康相談所	保健福祉部 障害福祉課	事後	
平成28年12月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 森 真理子 健康推進課長 石丸 雄二 長崎健康相談所長 荒井 和子	障害福祉課長 森 真理子	事後	
平成28年12月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 保健福祉部 障害福祉課 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所健康推進課管理・事業グループ Tel.03-3987-4172 〒171-0051 東京都豊島区长崎3-6-24 池袋保健所長崎健康相談所管理・事業グループ Tel.03-3957-1191	〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 保健福祉部 障害福祉課	事後	
平成28年12月27日	2. 特定個人情報ファイル名	・障害者自立支援給付費 障害児通所支援申請書・利用者負担額減額・免除申請書 ・障害者自立支援・障害児通所支援 支給管理台帳(総合保健福祉システム) ・自立支援(精神通院医療)・医療助成申請受理、処理簿(総合保健福祉システム) ・自立支援(育成医療)医療費助成事務を処理する	・障害者自立支援給付費 障害児通所支援申請書・利用者負担額減額・免除申請書 ・障害者自立支援・障害児通所支援 支給管理台帳(総合保健福祉システム)を処理する	事後	自立支援医療(精神通院医療・育成医療)に関する事務を独立させて1つの評価書を作成することにしたため
平成29年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 森 真理子	障害福祉課長 高橋 隆史	事後	平成29年4月1日付の人事異動による
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	保健福祉部 障害福祉課 管理グループ	保健福祉部 障害福祉課 管理・政策推進グループ	事後	平成30年4月1日付の組織改正による
平成30年7月3日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 高橋 隆史	障害福祉課長	事後	評価書様式変更による
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和元年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和元年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	Ⅱしきい値判断項目 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者項目	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第7号別表二項番8、項番11、項番16、項番20、項番26、項番53、項番56の2、項番57、項番87、項番108、項番116</p> <p>②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、14条、27条、30条、31条、55条、59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第7号別表二項番108、項番109、項番110</p> <p>②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号別表二項番8、項番11、項番16、項番20、項番26、項番53、項番56の2、項番57、項番87、項番108、項番116</p> <p>②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、10条、12条、14条、27条、30条、31条、55条、59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第8号別表二項番108、項番109、項番110</p> <p>②番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2</p>	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2取扱者項目 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	